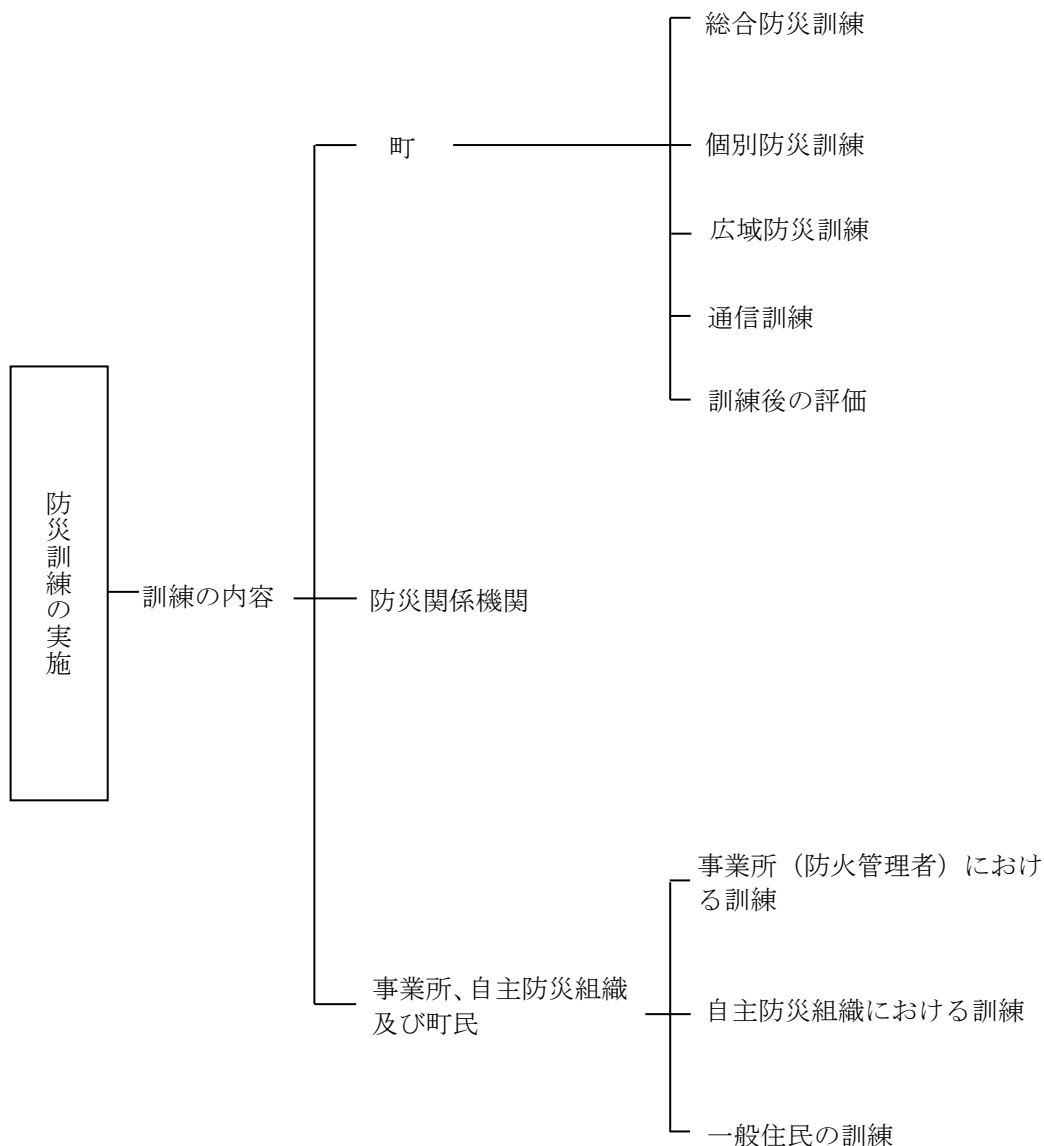


### 第3章 防災訓練の実施

#### 基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。



## 第1節 訓練の内容

### 第1項 町

町は、国、県、他の市町及び自衛隊等防災関係機関と共同して又は単独で、防災訓練を実施する。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

#### 1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生前後における町、県、他市町及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、災害対策（警戒）本部を主体とする防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、地震に伴い発生する津波災害、台風による豪雨、高潮の発生、豪雨による土砂崩れ、洪水の発生等の複合した災害を想定することに努めるものとする。
- (3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫すること。

町及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置運営</li> <li>・情報の収集伝達・広報</li> <li>・避難誘導</li> <li>・要配慮者安全確保等（避難支援）</li> <li>・避難所・救護所設置運営</li> <li>・応接受入</li> <li>・緊急交通路の確保（道路啓開、交通規則）</li> <li>・自主防災組織等の活動支援等</li> <li>・広域応援協定に基づく広域合同訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達・広報等</li> <li>・消火活動</li> <li>・救助・救急</li> <li>・医療救護</li> <li>・ライフライン施設応急復旧</li> <li>・救護物資輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・応急救護</li> <li>・炊き出し</li> <li>・避難・避難誘導</li> <li>・要配慮者安全確保等（避難支援）</li> </ul>

#### 2 個別防災訓練

##### (1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

##### (2) 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を定期的実施する。

#### 3 広域防災訓練

広域防災協定をより実効性あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連携体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

#### 4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して、気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

#### 5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

### 第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

### 第3項 事業所、自主防災組織及び町民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が不可欠である。

このため、町民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

#### 1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（こども園、小学校、中学校）、社会福祉施設、工場及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

#### 2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要援護者の安全確保、避難所運営等について実施する。